

川崎市検査・相談室設置要綱

(目的及び設置)

第1条 エイズの正しい知識の普及啓発及びH I Vの感染拡大の防止並びに患者・感染者に対する支援を行うために、川崎市検査・相談室(以下「検査・相談室」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 検査・相談室の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|-----------------------------|
| 川崎市検査・相談室 | 川崎市川崎区砂子1丁目7番5号 タカシゲビル4階 |

(管理)

第3条 検査・相談室は健康福祉局保健医療政策部〔感染症対策〕が管理する。

(事業)

第4条 検査・相談室は次の事業を行う。

- (1) エイズ日曜検査・相談の実施に関する事。
- (2) エイズの正しい知識の普及啓発に関する事。
- (3) その他設置目的の達成に必要な業務に関する事。

2 前項に規定する事業の実施に関しては、別途要領等により定める。

(利用目的)

第5条 検査・相談室を利用する者及び団体等は、前条に規定する事業の目的以外の理由で利用してはならない。

2 検査・相談室を利用する場合は、健康福祉局保健医療政策部担当課長〔感染症対策〕(以下「担当課長」という。)の許可を要する。

担当課長は許可の際に必要な管理上の条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 担当課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場

合は、入所を制限、若しくは利用許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、または迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 第5条に定める利用目的を満たさなくなったとき。
- (3) 秩序を乱し、又は公益を害する行為があったとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他健康福祉局長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第7条 検査・相談室の施設設備の利用にあたって故意過失によって施設設備を

破損した場合は、その代価を請求することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めのないものは、健康福祉局長が必要により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。